

名桜大学除籍に関する内規

(令和5年10月25日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、名桜大学学則（平成6年4月1日制定。以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、除籍について必要な事項を定めるものとする。

(長期間にわたり行方不明の者の除籍)

第2条 学生が、休学の許可を受けずに2学期連続して履修登録を行わず、かつ、本学からの文書又は電話による連絡に対し、当該学生から何ら返信もない場合は、学則第29条第1項第1号の規定により、除籍とする。

2 死亡の者は、学則第29条第1項第1号の規定により、除籍とする。

(在学期間を超えた者の除籍)

第3条 学生が在学期間を超えた場合は、学則第29条第1項第2号の規定により、在学年限を超えた日をもって、除籍とする。

(休学期間を超えてなお修学できない者の除籍)

第4条 休学している学生が学則第26条第4項、第5項又は第6項に規定する休学期間を超えた場合は、学則第29条第1項第3号の規定により、休学期間を超えた日をもって、除籍とする。

(病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者)

第5条 医療機関からの診断書等にて、病気その他の理由により成業の見込みがないと判断される学生は、学則第29条第1項第4号の規定により、除籍とする。

(休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者の除籍)

第6条 休学している学生が、本学からの休学期間満了後督促してもなお学則第27条に規定する所定の手続きを完了しない場合は、学則第29条第1項第5号の規定により、次の手続き期限を超えた日をもって、除籍とする。

後学期からの復学手続き 10月の教授会前日

前学期からの復学手続き 4月の教授会前日

(授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者の除籍)

第7条 本学に在学する者が、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程（平成26年9月27日制定。以下「学費等及び諸納入金規程」という。）第9条に規定する督促によるも、なお授業料を完納しない場合は、学則第29条第1項第6号の規定により、除籍とする。なお、最終期限日は、学費等及び諸納入金規程第6条第4項の規定により決定するものとする。

(卒業に要する最終学年を除く、1学年の修得単位16単位未満の者の除籍)

第8条 最終学年を除く学生及び原級留置を除く看護学科の学生が、1年間16単位以上修得していない場合は、学則第29条第1項第7号の規定により、除籍とする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が行う。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、除籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。